

資料

卒業・入学・進級で
子どもにつらい思い
をさせないための緊急
提言（抜粋）

全日本教職員組合
日本高等学校教職員組合
全国私立学校教職員組合連合

緊急提言 1

すべての都道府県・市町村で、入学金・授業料などが払えず困っている保護者のために、無利子・無保証人の緊急融資制度を作ることを求めます。

■提言の趣旨

(1) 現在、最も急がなくてはならない問題は、この年度末に入学金・授業料が払えず、困っている保護者

の苦難に応えることです。そのために、すべての都道府県・市町村で、無利子・無保証人の緊急融資制度をつくる必要があります。

(2) これまでも、日々の営業に苦しむ中小・零細企業向けの無担保・無保証人の緊急融資制度などが実施されてきました。十分実現可能な制度です。実現に向けて、国の強力な指導性の発揮を求めます。

緊急提言 2

現在実施されている就修学援助制度の周知徹底をはかるとともに、3月末を目前に、卒業・入学・進級時の教育費負担に苦しんでいる児童・生徒・保護者が今すぐ活用できるよう、緊急受付の実施と現行制度の拡充をはかるよう求めます。

■提言の趣旨

(1) ホットラインの電話相談では、さまざまな就修学援助制度があるにもかかわらず、それを知らない（知らされていない）事例が多くありました。現行制度の周知徹底があらためて求められます。

(2) 同時に、「現在受け付けていないといわれた」「申請に行ったら締め切りが過ぎていた」「以前は受け

られたのに今回はダメだった」という事例がありました。援助制度の基準がきびしくなっていることも背景にあります。基準緩和と利用枠の拡大など、制度の拡充が求められます。

(3) 三月の年度末を迎えて授業料等の支払いに困っている事例、入学は決まったがその費用のメドが立たないといった事例が見られました。こうした苦難に対応するためには、緊急活用が出来るような特別措置が必要です。

(4) 授業料減免、授業料助成、奨学金などが受給できることになっても、支給が数ヶ月先になることから、当座の入学金・授業料が工面できずに苦しんでいる保護者がいます。そうした保護者のために、入学金・授業料納入の猶予制度をつくる必要があります。

■具体的提案

1、現在実施されている生活支援も含めた就学援助制度について、行政・学校は、児童・生徒・保護者に知らせ、周知徹底をはかる。

- (1) 義務制諸学校で実施されている就学援助制度
- (2) 公立高等学校で実施されている授業料減免制

度

- (3) 私立学校で実施されている授業料助成制度
- (4) 公的奨学金制度(各都道府県、日本学生支援機構が実施している奨学金制度)
- (5) 生活保護制度と関連する教育扶助制度
- (6) 生活資金貸付制度(修学資金など)

2、上記の制度について、年度末の緊急受付を実施すること。

3、緊急事態に対応できるように、現在実施されている制度の拡充をはかる。

- (1) 生活保護基準の1・5倍程度まで認めるなど、就学援助制度の基準緩和と利用枠の拡大
- (2) 生活保護基準の1・5倍程度まで認めるなど、授業料減免制度の基準緩和、利用枠の拡大
- (3) 私立学校の授業料助成制度を拡充するため、都道府県への国の緊急助成の拡大
- (4) 生活資金貸付制度の利用枠の拡大

4、授業料減免、授業料助成、奨学金などが受給が決定した場合は、授業料等の納入を猶予する制度を導入するよう、文部科学省が必要な通知を出す。

緊急提言 3

自治体に、保護者の失業・倒産等による経済的困難に対する緊急の就修学支援制度の創設を求めます。そのため、国は財源確保と指導力発揮に全力をあげるよう求めます。

■提言の趣旨

(1) 卒業・入学・進級時の問題に対応するとともに、中期的には、抜本的な対策が求められます。とりわけ、保護者の失業・失職、倒産等による生活破壊に対して、現行制度の不十分なところを補うための就修学支援制度が必要で。

(2) 昨年来の雇用情勢の急激な悪化の中で、不十分ながらも、雇用確保のための予算確保がすすめられています。そうした予算を活用して、緊急支援制度の創設を求めます。

■具体的提案

1、各自治体は、保護者の失業・倒産等による教育費問題に対する新たな緊急就修学支援制度を創設する。

例示 (1) 京都府の「高校生等修学支援事業」(修学

資金貸与事業、通学費補助、緊急修学支援奨学金、

授業料減免特例措置)

例示 (2) 佐賀市の入学金等助成金支給制度

2、就学援助制度のうち、準要保護家庭に対する就学援助の国庫補助を復活させ、国の責任を明確にする。

3、私立大学生に対する緊急支援制度を創設するとともに、国公立大学の学費免除制度を拡充する。

4、文部科学省は、関係各省庁との連携を強化し、財源確保をすすめるとともに、指導力を発揮する。

(1) 財源の例示

○「ふるさと雇用再生特別交付金」 2次補正予算、2500億円

○「緊急雇用創出対策交付金」 2次補正予算、1600億円

○「地域活性化生活対策臨時交付金」 2次補正予算、6000億円

○「地方交付税・地域雇用創出推進費」 2009年度予算、5000億円

(2) 2009年度予算の補正予算においても、雇用対策と就学援助の対策予算を拡充する。

緊急提言 4

全国の都道府県庁、行政機関、学校に教育費のことが相談できる「相談窓口」を設け、緊急の相談に対応で

きる体制をつくるよう求めます。

■提言の趣旨

(1) 電話相談の中では、「学校に相談していない」「どこに相談したらいいか分からない」などの声が多く聞かれました。学校や行政機関がセーフティネットの役割を十分發揮していない現状が明らかになりました。(2) 「教育費のことで困ったときは、まず学校に相談する」が当たり前になるようにすることが重要ではないかと考えます。

■具体的提案

- 1、すべての都道府県庁、教育委員会、教育事務所、市町村の役所、社会福祉協議会などの行政施設等に「教育費相談窓口」を設置し、関係諸機関との連携をはかる。
- 2、すべての学校に「教育費相談窓口」を設置し、いつでも相談できる体制をつくる。こうした体制確立がはかれるよう、行政による学校への支援を強化する。
- 3、就修学援助制度等についての広報を積極的に行う。とくに新入学生には積極的に知らせるよう、とりくみを強化する。

(2009年3月12日)

「いきち 閾値」と連帯

所得がある境界をこえると「社会的剥奪」が一挙にすむという。その境界を「閾値」と呼んでいる。「負」が「負」を呼び、「負の連鎖」がおこりやすくなる。「格差」は社会における「ある状態」を示す言葉であって、いずれの社会でも程度の差はあれ存在する。どのような「格差」が許されないかは、それぞれの社会のもつ価値判断による。成熟した社会ほど、その「格差」をせまくみる傾向がある。

しかし「貧困」は岩田正美（日本女子大教授）によれば、「社会にとつて容認できない」「あつてはならない」性格のものである。

「貧困」が見えにくいのは、高度成長期の「総中流意識」もあるが、自己責任論の大合唱に覆い隠されている面が大きい。

さきに新潟市で開かれた教育費告発シンポジウムでは、社会的連帯で困難を打開しようという参加者のあたたかな連帯感に溢れ、深刻なテーマであったが救われた気持ちになった。

(大滝)